

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、常勤理事及び常勤監事をいう。

(報酬の種類)

第3条 役員の報酬は、報酬月額、役員調整手当及び賞与とする。

(報酬の改定)

第4条 報酬月額と役員調整手当は、理事会の決議により、それぞれの上限金額を改定することが出来る。

- 2 役員の報酬は、理事会の決議による上限金額の範囲内で、会長が決定する。
- 3 経済情勢の変動等、重大な事由がある場合は、常任役員会の決定により、役員の報酬額の減額を行うことがある。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬月額、役員調整手当及び賞与の支給方法等は、職員給与規程を準用する。

附則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。